

令和7年6月5日

松田町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、『松田町職員の懲戒処分の指針』第7の公表基準に基づき公表します。

1 懲戒処分の対象職員について

懲戒処分者①	政策推進課（事案当時） 主任主事 30歳代 男性
事案の概要	令和7年3月末までの支出が交付の要件（※）であった令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（以下「補助金」という。）の対象経費について、支出手続きを失念し、3,876,000円の国庫補助金を受け取ることができなくなった。このため、収入できなくなった3,876,000円分については、町の一般財源を充てることになった。 ※自治体中間サーバーを運営する地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に対し、中間サーバー・プラットフォーム機器更改に係る経費を全国の市町村が負担金として支払う仕組みとなっており、当該経費のうち、次期システム設計・構築に係る経費について、総務省から補助金（補助率100%）による補助がなされるものであった。J-LISへの令和7年3月末までの支払いが、この補助金が交付される要件であった。
処分内容	減給10分の1 3カ月
処分年月日	令和7年6月5日

懲戒処分者②	政策推進課（事案当時） 課長補佐兼係長（事案当時）
事案の概要	懲戒処分者①に記載の職員の所属の課長補佐兼係長であり、管理監督者としての職務を怠った。
処分内容	戒告
処分年月日	令和7年6月5日

懲戒処分者③		政策推進課 参事兼課長
	事案の概要	懲戒処分者①に記載の職員の所属長であり、管理監督者としての職務を怠った。
	処分内容	減給10分の1 1カ月
	処分年月日	令和7年6月5日

2 町長・副町長の対応について

①	概要	町職員全体を指揮監督するものとして、その責務を強く受け止め、町長と副町長の給与を減額する内容の「松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を令和7年第2回松田町議会定例会に追加議案として上程し、令和7年6月5日に可決されました。
②	減額の内容	町 長：減給10分の1 3カ月 (令和7年7月～9月) 副町長：減給10分の1 1カ月 (令和7年7月)

3 再発防止について

今後、支出事務手続きの遺漏が無いよう、支払期限等の確認を複数名で行い、国庫補助金の対象経費を含めた支払い漏れが起こらないよう万全を期し、町の信頼回復に取り組んでまいります。
--

【問合せ先】

職員の処分に関すること

総務課庶務係 0465-83-1221

処分事案の事務に関すること

政策推進課経営戦略係 0465-83-1222

(補助金の手続き・対象経費に関すること)